

「くるみん」認定マーク



## キヤノンエコロジーインダストリー株式会社

◆本社所在地 坂東市 ◆業種 製造業

◆労働者数 625人（男性386人／女性239人）（令和2年1月15日現在）

### ■くるみん認定に係る取組状況

#### （1）行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 平成26年10月1日から令和元年9月30日

②目標及び結果

##### 【目標1】妊娠中および育児短時間勤務社員への配慮

（結果）妊娠、育児短時間勤務開始者について、平成29年7月より勤務建屋からできるだけ近い駐車場を確保する為の、指定駐車場の見直し（移動・指定）を行い、利用しやすい対策を実施した。

##### 【目標2】育児休業相談窓口における活動内容の拡大

（結果）平成29年から、相談窓口にて保健師による育児休業復職者の復帰時や、復帰してから3ヶ月後に面談を実施、体調管理や相談に対応する場を設けた。  
また、新米パパ等への育児休業制度等について情報提供を開始、更に新入社員研修時のスケジュールに「育児・介護休業制度」に関する項目を新たに追加した。

##### 【目標3】妊娠中や子育て従業員に対して、会社制度や社会保険情報等の役立つ情報を分かりやすく提供できる社内情報共有システムメニューを開設し、子育て従業員の不安を解消する。

（結果）平成28年10月社内情報共有システムへ「人事サイト」を開設、平成28年12月から子育て中の従業員への情報提供やサイトの利用拡充を図り、人事制度や事業所情報の周知により、子育て従業員の不安解消に努めた。

#### （2）認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性（認定基準：男性労働者のうち、育児休業又は企業独自の育児目的休暇制度の利用者の割合が15%以上、かつ、育児休業取得者が1人以上）

100.0% / 2人

ii) 女性（認定基準：75%以上）

98.2%

## ②労働時間等働き方

- i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満
- ii) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者はいない

## ③法を上回る育児に関する制度導入

- i) 所定外労働の制限に関する制度  
小学校 3 年を修了するまでの子を育てる者が「所定外労働の免除」、「時間外労働の制限」を請求した場合は 1 回につき 1 ヶ月以上 1 年以内、「深夜業の制限」の請求については 1 回につき 1 ヶ月以上 6 ヶ月の期間とし、回数の制限なく請求できる取り組み
- ii) 所定労働時間の短縮措置  
小学校 3 年を修了するまでの子を育てる者が短時間勤務を申し出た場合には、育児短時間とは別に 1 日の所定労働時間を、6 時間を下限に短縮することができる取り組み

## ■認定を受けてのコメント

弊社は、従業員が安心して働きながら、健康で幸せな家庭生活の調和とやさしい職場づくりに取り組み、今回 2 回目の認定を受けることができました。

約 4 割が女性従業員であり、20・30 代の割合が多いことから、妊娠中や育児短時間勤務者への配慮として、近場への駐車場確保や、マタニティー休業制度を導入し、より柔軟な両立支援体制を整えました。また、新米パパを含む子育て従業員への相談窓口の活動を拡大し、育児関連制度周知や、保健師によるメンタルケアを実施してまいりました。

今後も、従業員のワーク・ライフ・バランス支援に向け、働き方改革により余暇時間を創出し、休みやすい職場環境を整えるとともに、次世代育成支援の推進に取り組んでまいります。